

青森県「選ばれる青森」への挑戦資金【創業する事業】 (むつ市が信用保証料を補助します)

青森県では、創業や商品開発といった前向きな事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者や個人の方を対象に、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度を実施しています。

むつ市は、創業資金としてこの制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

補 助 対 象 者

むつ市内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方、または事業を開始して5年に満たない中小企業者で、次のいずれにも該当する方

- ・個人にあってはむつ市内に住所を有する方またはその予定の方、法人にあってはむつ市内に法人登記をした事業者またはその予定の事業者
- ・むつ市に納付すべき税金を滞納していないこと
- ・青森県「選ばれる青森」への挑戦資金「創業する事業」により、融資額1000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間1年以内）で融資を受けた方

補 助 内 容

信用保証料を全額補助します。

（「令和3年度むつ市中小企業者創業支援資金保証料補給交付要綱」に基づき、信用保証協会に補給します。）

実 施 期 間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金を利用することは可能です。）

お 問 い 合 わ せ 先

○信用保証料補助に関すること

むつ市産業雇用政策課 電話 0175-22-1111（内線 2652）

○青森県「選ばれる青森」への挑戦資金に関すること

青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368（直）

<連携融資制度に関するQ＆A>

Q 1. 希望融資額が1 0 0 0万円を超える場合または融資期間が1 0年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A 1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1 0 0 0万円以内かつ融資期間1 0年以内（うち据置期間が1年以内）」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1 5 0 0万円（融資期間1 0年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1 0 0 0万円の融資と補助対象外の5 0 0万円の融資の2口に分けることで、当該1 0 0 0万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q 2. むつ市内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A 2. 信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が市内にあっても、市外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

Q 3. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 3. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

〔 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工中金 〕